

貨物概要

投入された空缶を、強力な磁石装置により鉄製空缶とアルミ製空缶に選別した後、アルミ缶のみを押し潰し、トラック等の運搬車の荷台へ排出する機械で、キャスターが付いているもの。

分類

関税率表第 8479.89 号 (統計番号 8479.89-000) の固有の機能を有するその他の機械類

分類理由

磁石により鉄製の缶とアルミ製の缶を選別する機能を有するものですが、第 84.74 項の選別機は鉱物性物質の処理用のものに限られるため、同項には分類されません。また、選別したアルミ缶を単に潰すだけであり、圧縮成型されるものではないことから、第 84.55 項の金属圧延機にも第 84.62 項の金属加工用の機械とも認められないものですので、固有の機能を有するその他の機械類として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)